



栃木県公報

平成30(2018)年
6月15日(金)
第2995号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 517
- 予定保安林..... 518
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定..... 519
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定..... 520
- 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定..... 520
- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 521
- 保育士登録等の手数料の徴収事務の委託..... 521
- 土地改良区定款変更の認可..... 522
- 道路の区域の変更..... 522

訓令

- 栃木県職員服務規程の一部改正..... 522

公告

- 土地改良区役員の退就任..... 523
- 公共測量の終了..... 523
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 524

人事委員会

- 平成30(2018)年度栃木県職員(社会人対象)採用試験の実施..... 524

調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 527

告 示

栃木県告示第三百二十号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成三十年度分の補助金等から適用する。

平成三十年六月十五日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略							略						
農政 部	略						農政 部	略					
	畜産 振興	略						畜産 振興	略				
		水田等	略						水田等	略			

課	放牧推進事業費補助金	粗飼料生産販売モデル推進事業費補助金	粗飼料を一貫して、かつ効率的に生産・販売するモデル組織等の活動を支援する。	粗飼料生産販売組織等が粗飼料生産販売モデル推進事業に要する経費の二割以内	当該事業に要する経費	粗飼料生産販売組織等
	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

(畜産振興課)

栃木県告示第321号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成30（2018）年6月15日

栃木県知事 福田 富 一

I

1 保安林予定森林の所在場所

鹿沼市引田字片坂858-1、字防勢端峰通り2568-3、字山ノ内858-2、860-2、字大沢2452、2465-1、字手洗2465-2（次の図に示す部分に限る。）、2465-3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ内860-2・字手洗2465-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

II

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市野尻字小丸山570、571、572-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小丸山570・571・572-1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。) 所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

III

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿沼市下沢字廻沢1825-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字廻沢1825-1(次の図に示す部分に限る。) 所在の森林
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第322号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年6月15日

栃木県知事 福田 富一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定の 年月日	サービ スの種 類
		名 称	所 在 地		

0970802690	株式会社太陽 代表取締役 飯嶋 武夫	サンフレンズ小山	小山市羽川76番地	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	訪問介護
0970802708	株式会社太陽 代表取締役 飯嶋 武夫	サンスマイル小山	小山市犬塚六丁目 17番 1 号	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	訪問介護
0970802716	株式会社チャレンジド ジャパン 代表取締役 白石 圭太郎	ケアねっと小山	小山市花垣町一丁 目 1 番 33 号	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	訪問介護
0960390078	合同会社ケーアイ 代表社員 小澤 恵	訪問看護ステー ションえん	栃木市大平町富田 1674番地 2	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	訪問看護
0970302097	社会福祉法人太子の会 理事長 大阿久 岩貴	デイサービスセン ター常若の杜みな がわ	栃木市皆川城内町 1771番地 1	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	通所介護
0970802708	株式会社太陽 代表取締役 飯嶋 武夫	サンスマイル小山	小山市犬塚六丁目 17番 1 号	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	通所介護
0970302089	社会福祉法人ふれあい コープ 理事長 竹内 明子	特別養護老人ホー ムかたやなぎ	栃木市片柳町四丁 目14番43-18号	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	短期入所生活 介護

栃木県告示第323号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月15日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定の 年月日	サービ スの種 類
		名 称	所 在 地		
0960390078	合同会社ケーアイ 代表社員 小澤 恵	訪問看護ステー ションえん	栃木市大平町富田 1674番地 2	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	介護予防訪問 看護
0970302089	社会福祉法人ふれあい コープ 理事長 竹内 明子	特別養護老人ホー ムかたやなぎ	栃木市片柳町四丁 目14番43-18号	平成 30 (2018) 年 6 月 1 日	介護予防短期 入所生活介護

栃木県告示第324号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月15日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所 番号	開設者の 名称	指定介護老人福祉施設		指定の 年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970302089	社会福祉法人ふれあい コープ 理事長 竹内 明子	特別養護老人ホーム かたやなぎ	栃木市片柳町四丁 目14番43-18号	平成 30 (2018)年 6月1日	介護老人福祉 施設

(高齢対策課)

栃木県告示第325号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成30(2018)年6月15日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0950100701	めばえ	宇都宮市陽東 1-4-3	有限会社Li ve	宇都宮市みど り野町24-12	平成 30 (2018)年 6月1日	放課後等デイ サービス
0950400184	おれんじキッ ズ・アニマー トさのほりご め	佐野市堀米町 3195 リバー フロント102	アニマート・ グループ株式 会社	宮城県仙台市 青葉区五橋 1-6-6 五橋 ビル	平成 30 (2018)年 6月1日	児童発達支援
0950400192	児童デイサー ビス・アニ マートさの Study	佐野市高砂町 2865-1 佐 野ビジネスセ ンタービル東 館2階	アニマート・ グループ株式 会社	宮城県仙台市 青葉区五橋 1-6-6 五橋 ビル	平成 30 (2018)年 6月1日	放課後等デイ サービス
0950800193	こどもサーク ル小山東城南	小山市東城南 1-1-18	株式会社サシ ノベルテ	茨城県桜川市 真壁町飯塚 1006-2	平成 30 (2018)年 6月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス
0950900100	こどもサーク ル真岡キッズ	真岡市熊倉 1-30-1	株式会社サシ ノベルテ	茨城県桜川市 真壁町飯塚 1006-2	平成 30 (2018)年 6月1日	放課後等デイ サービス
0950900167	グローバル キッズメソ ッド20	真岡市上高間 木3-6-5	ハッピーライ フケア株式 会社	東京都台東区 東上野2-22- 1	平成 30 (2018)年 6月1日	放課後等デイ サービス
0951600097	こどもサポー ト教室「きら り」下野校	下野市駅東 6-5-1	株式会社ク ラ・ゼミ	静岡県浜松市 中区田町230- 15	平成 30 (2018)年 6月1日	児童発達支援 放課後等デイ サービス

(障害福祉課)

栃木県告示第326号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により平成30(2018)年4月1日付けで次

のとおり保育士登録等の手数料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成30 (2018) 年 6 月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県手数料条例 (昭和31年栃木県条例第1号) 別表第1の55の2の項から55の4の項までに規定する手数料の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区麴町1丁目6番2号

(2) 名称

社会福祉法人日本保育協会

3 委託期間

平成30 (2018) 年 4 月 1 日から平成31 (2019) 年 3 月31日まで

(こども政策課)

栃木県告示第327号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月15日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	認可年月日
鬼怒川左岸土地改良区	平成30 (2018) 年 6 月 1 日

(農地整備課)

栃木県告示第328号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30 (2018) 年 6 月15日から同年 7 月17日まで一般の縦覧に供する。

平成30 (2018) 年 6 月15日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 西那須野薄葉線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
306	前	那須塩原市太夫塚3丁目203-45から 那須塩原市太夫塚3丁目221-39まで	6.3 ~ 11.7	886.8	
	後	那須塩原市太夫塚3丁目203-45から 那須塩原市太夫塚3丁目221-39まで	10.0 ~ 30.6	886.8	

(道路保全課)

訓 令

出先機関

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県職員服務規程の一部を改正する訓令

栃木県職員服務規程（昭和二十九年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表労働政策課の部を次のように改める。

労働政策課	とちぎ ジョブ モールに 勤務する 職員	4週間を平均して1週間当たり38時間45分とする。	日曜日及び所属長が指定する4週間につき4の日曜日以外の日	日勤	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
-------	----------------------------------	---------------------------	------------------------------	----	--------------------	------------------------------

附 則

この訓令は、平成三十年七月一日から施行する。

（公 告）

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30（2018）年6月15日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
西鬼怒川土地改良区	理 事	菊地 昭夫		宇都宮市平出町1234-1	平成30 (2018). 5.26	
たかはら土地改良区	理 事		高瀬 悦子	矢板市上伊佐野288		平成30 (2018). 4.2

（農地整備課）

○公共測量の終了

平成30（2018）年3月23日付けの栃木県公報で公示した「公共測量の実施」について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、下野市長から、その公共測量が終わった旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30（2018）年6月15日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（MMS計測・地図編集）
- 2 作業地域
下野市内市道
- 3 作業期間
平成30（2018）年3月9日から同月23日まで

（監理課）

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 15 日

栃木県知事 福 田 富 一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成30 (2018)年 5月7日	矢板市本町5-7 栃木県行政書士会車庫証明申請 矢板センター	矢板市中389-1 栃木県行政書士会車庫証明申請 矢板センター	栃木県行政書士会

(会計局会計管理課)

人事委員会

○平成30 (2018) 年度栃木県職員（社会人対象）採用試験の実施

平成30 (2018) 年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり実施するので、職員の任用に関する規則（平成28年栃木県人事委員会規則第14号）第9条第1項の規定により公告する。

平成30 (2018) 年 6 月 15 日

栃木県人事委員会委員長 五 家 正

平成30 (2018) 年度栃木県職員（社会人対象）採用試験を次のとおり行います。

1 職種、採用予定人員等

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
行 政	5 名 程 度	知事部局、教育委員会等の本庁又は出先機関に勤務し、各種施策の企画立案、許認可等の様々な一般行政事務に従事します。
総 合 土 木	5 名 程 度	知事部局等（主に県土整備部、農政部）の本庁又は出先機関に勤務し、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理に関する企画、設計、施工監理等の専門的な業務に従事します。

採用予定人員は、欠員の状況等により変更する場合があります。

受験の申込みは、いずれか一つの職種に限り、また、申込受付後の職種の変更は認めません。

同一日に実施する他の試験と重複して申し込むことはできません。

2 受験資格

(1) 年齢

昭和54 (1979) 年 4 月 2 日から平成元 (1989) 年 4 月 1 日までに生まれた者

(2) 次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時、場所及び合格者発表

区分	日	時	場 所	合 格 者 発 表※3
第 一 次 試 験	9月23日(日)	受 付 8:50~9:20 説 明 9:30~10:00 教 養 試 験 10:00~12:00 論 文 試 験 13:15~14:45	栃木県立宇都宮白 楊高等学校又は宇 都宮大学峰キャン パス ※1	1次合格者は、10月18日(木) (予定)に県庁屋外掲示場に受験 番号を掲示して発表するほか、合 格者に通知します。

第二次試験	適性試験	〔行政〕	栃木県庁 研修館	最終合格者は、11月22日(木) (予定)に県庁屋外掲示場に受験番号を掲示して発表するほか、第2次試験受験者に合否を通知します。
	口述試験Ⅰ 口述試験Ⅱ ※2	11月3日(土)、4日(日) のいずれか1日		
		〔総合土木〕		
		11月10日(土)、11日(日) のいずれか1日		

※1 申込者数の状況により場所を決定し、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。

※2 具体的な日時等は、第1次合格通知でお知らせします。

※3 合格者の受験番号は、栃木県人事委員会PC版ホームページ
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>) 及び
栃木県人事委員会モバイル版ホームページ
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/m/saiyou/>) にも掲載します。

4 試験の種目、配点及び内容

区分	種目	配点	内 容
第一次試験	教養試験	75点	公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。50題出題、全問必須解答。出題分野は、社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈です。
	論文試験〔行政〕	75点	自己アピール論文として、社会人経験等により培われた知識や能力について、記述式による筆記試験を行います。90分：1,100字程度。
	論文試験〔総合土木〕	75点	技術論文として、社会人経験等により培われた土木分野や農業土木分野における専門的な知識等について、記述式による筆記試験を行います。90分：1,100字程度。昨年度の課題は別表のとおりです。
第二次試験	適性検査	-	公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。
	口述試験Ⅰ	110点	社会人経験等の内容とそれを公務にどう活かそうとしているかについてプレゼンテーションを行ってもらい、その後、試験員との間で質疑応答を行う方式による個別面接試験を行います。(約30分)
	口述試験Ⅱ	240点	主として人物について、個別面接による試験を行います。(約30分)
資格調査	-	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。	

(備考)

- 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
ただし、教養試験、論文試験及び口述試験Ⅱの得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。なお、教養試験の得点が合格基準に達しない場合は、論文試験の採点は行いません。
 - 試験問題(教養試験)の一部例題を公表しています。例題の数は3題です。例題は、栃木県人事委員会のホームページ又は県民プラザ(県庁本館2階)において閲覧できます。
 - 口述試験Ⅰ・Ⅱは、事前に面接カードを提出していただきます。詳細は、第1次合格通知でお知らせします。
- 5 採用
最終合格者は、平成31(2019)年4月1日採用予定です。
- 6 給与
初任給(給料)は、職歴や学歴等を考慮の上、決定されます。例えば、採用時の年齢が35歳で、大学卒業後の職務経験年数が13年の場合、約28万円(地域手当を含む。)が支給されます。(採用前の経歴の種類等により金額は異なります。)
また、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期

末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合計で4.4か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

なお、採用時の職位は「主事・技師」又は「主任」とします。

7 受験手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。（インターネットを利用できない方は、8月15日（水）正午までに当事務局（TEL028-623-3313）にお問い合わせください。）

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

申 込 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」のページを必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (http://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されますので、必ず内容を確認してください。このメールが届かない時は、申込みがなされていませんので、すみやかに当事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。
受 付 期 間 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・8月6日（月）8時30分～8月22日（水）17時15分（受信有効） ・受付期間内に正常に受信したものを有効な申込みとします。 ・電子申請システムの臨時保守点検等により、受付期間中にシステムを停止する場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。
受 験 票 の 作 成	<ul style="list-style-type: none"> ・受験票については、9月10日（月）頃にメールでお知らせしますので、記載内容に従って、各自作成してください。メールが届かない場合は、当事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。 ・受験票は、写真を貼って署名の上、第1次試験当日に持参してください。

8 試験結果の簡易開示

試験の結果については、口頭で開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（運転免許証等）を持参の上、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までの間に人事委員会事務局においてください。電話、はがき等による開示請求はできません。（棄権者は開示請求できません。）

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 す る 内 容	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次合格者発表の日から1か月間	種目別得点、総合得点 及び総合順位	人事委員会事務局 （土・日・祝日を除く 8：30～17：15）
第2次試験受験者	最終合格者発表の日から1か月間		

※ 教養試験の得点が合格基準点に達しない受験者にあつては、論文試験の採点を行いませんので、第1次試験については教養試験の得点のみが開示の対象となります。

〔別表〕

試 験 種 目	出 題 分 野
論 文 試 験 〔総合土木〕	平成29 (2017) 年度課題（課題1又は課題2のいずれか一つを選択して解答） 課題1 近年、建設現場においてICTを活用した取組が進められているが、この取組の背景について述べるとともに、あなたが有効と考えるICT活用事例を挙げて、その効果と課題について述べなさい。 課題2 高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化対策を行うとともに、新たなインフラ整備を進めていかなければならない状況の中で、今後、社会資本整備に当たり

どのように取り組むべきか、課題とその対応策について述べなさい。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30（2018）年6月15日

栃木県知事 福 田 富 一

1 入札に付する事項

- (1) 借入件名及び数量 捜査員用パーソナルコンピュータ機器 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 平成30（2018）年11月1日から平成36（2024）年10月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約として実施する。そのため、契約に当たっては、県の各年度予算において当該契約に係る経費が減額又は削除されたときに契約を変更又は解除できる旨の特約を付す。

- (4) 借入場所 栃木県警察本部及び各警察署等

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類N通信、情報処理2情報関連サービス又は大分類Pその他のサービス2リース、レンタルの入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成30（2018）年8月6日から同月7日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8510 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県警察本部警務部会計課出納係 電話028-621-0110（内線2246）
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成30（2018）年6月15日から同年7月27日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成30（2018）年8月6日午後5時（1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 開札の日時及び場所 平成30（2018）年8月7日午前10時 栃木県警察本部庁舎2階入札室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名の月額リース料で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成30（2018）年6月15日から同年7月27日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 確認結果の通知 平成30（2018）年8月3日までに通知する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、警察本部警務部会計課で交付する捜査員用パーソナルコンピュータ機器仕様書に基づき作成した仕様書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 栃木県警察本部警務部情報管理課長が、入札者の作成した仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 入札者の作成した仕様書が、警察本部警務部会計課で交付する捜査員用パーソナルコンピュータ機器仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:
Apparatuses for Personal Computers for investigator.
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m. August 6, 2018
- (3) Information is available at:
Treasurer Section,
Accounting Division,
Department of Police Administration,
Tochigi Prefectural Police Headquarters
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8510 TEL.028-621-0110(extension2246)

(警察本部警務部会計課)